

暴力団排除、反社会的勢力との関係遮断に関する宣言

【厳守と実践】

当社は、愛知県暴力団排除条例をはじめ関係する地方公共団体の暴力団排除条例を厳守し、あわせて企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「企業防衛指針」と記します）を自社の経営・事業に落とし込み実践します。

【基本方針】

1. 研修またはマニュアルの整備をはじめ必要な取組みを継続し、アップデートに努めます。
2. グレーゾーンについては最新の注意を払い、企業防衛指針の示す容疑の濃度に応じた対応をします。
3. 警察への早期相談に努めます。
4. 取組みに関することなどは、必要に応じて関係先にご説明します。

愛知県暴排条例

<https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/soshiki/haijo/documents/bouhaijourei.pdf>

全国暴力追放運動推進センター・企業防衛指針

https://www.zenboutsui.jp/jousei_taisaku/pg268568.html